

1 事業名

所沢市指定金融機関の指定の変更

2 事業の概要

当市の指定金融機関は、議決に基づき昭和 40 年 7 月 10 日以後、株式会社埼玉りそな銀行及び株式会社三菱 UFJ 銀行の 2 行を 2 年毎に交替で指定してきた。

本年、株式会社三菱 UFJ 銀行より指定金融機関の指定について辞退の申入れがなされたため、平成 31 年 7 月 10 日以後の指定金融機関について、株式会社埼玉りそな銀行の 1 行のみに変更するものである。

3 他自治体の類似する政策等

指定金融機関については、埼玉県内の全ての市が株式会社埼玉りそな銀行の 1 行のみを指定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方自治法、地方自治法施行令

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

なし